

外来腫瘍化学療法診療料 1 について

1. 当院では、外来にて化学療法を実施している患者さんが緊急時に受診・入院できる体制を確保しています。
2. 専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、外来にて化学療法を実施している患者さんからの電話等による緊急の相談に 24 時間対応できる体制を確保しています。
3. 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師、必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年 1 回開催されます。